

大麻取締法に規定する免許及び許可の申請に係る審査基準

平成 11 年 3 月 15 日制定

平成 22 年 10 月 1 日改正

第 1 この審査基準の趣旨及び定義については、以下のとおりとする。

(趣旨)

- 1 この審査基準は、大麻取締法（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 124 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定される大麻取扱者免許、及び法第 14 条但し書きに規定される大麻の持ち出し許可について、法の趣旨に照らし、その免許及び許可をするか否かを判断するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

- 2 この審査基準における用語の定義は以下のとおりとする。
 - (1) この審査基準における「大麻」とは、法第 1 条に規定する大麻をいう。
 - (2) この審査基準における「大麻製品」とは、大麻に該当しない物として法第 1 条ただし書き以降に規定する物をいう。
 - (3) この審査基準における「申請者」とは、法第 5 条第 1 項に規定する大麻取扱者免許の申請をする者をいう。
 - (4) この審査基準における「栽培地」とは、大麻の栽培、大麻の廃棄、その他大麻栽培者が大麻製品の製造に係る作業に必要とする全ての区域をいう。

第 2 法第 5 条に基づく大麻取扱者の免許申請に係る審査基準については、以下のとおりとする。

(大麻栽培者免許申請審査基準)

- 1 大麻栽培者にあつては、以下の要件を全て満たしていること。
 - (1) 申請者が、法第 5 条第 2 項に定める欠格事項に該当しないこと。申請者が法人の場合は、その業務を行う役員が法第 5 条第 2 項に定める欠格事項に該当しないこと。
 - (2) 大麻の栽培目的に、十分な合理性が認められること。ここでいう十分な合理性が認められる場合とは、大麻栽培が国民生活にとって必要不可欠で社会的有用性が認められる場合であり、以下の事項に全て該当する場合をいう。
 - ア 栽培目的は、大麻の吸食、鑑賞等、個人の趣味又は趣向によるもので無いこと。
 - イ 栽培目的が、大麻そのものを使用するものでないこと。
 - ウ 申請者が、地域の祭事等を司る者で組織される団体、又はその団体に所属し代表としてこの団体を管理する者等、伝統文化を継承する者であり、かつ、栽培目的が、地域の伝統的祭事等伝統文化の継承のために必要不可欠で社会的有用性が認められるものであること。
 - エ 必要とする大麻製品の代替品として適当なものが無い等、その栽培目的に十分な必要性が認められること。
 - オ 大麻製品の供給が途絶える等、栽培目的に、大麻製品を必要とする者が自ら大麻栽培者免許を受けて大麻栽培をしなければならない緊急の必要があると認められること。
 - (3) 薬物乱用の助長等、保健衛生上の危害が発生する恐れが無いこと。
 - (4) 栽培地の面積が、栽培目的に照らして妥当であること。

- (5) 大麻栽培に係る全ての作業が、栽培地内でできるものであること。
- (6) 栽培する大麻の廃棄処分の方法が、盗取等される恐れのない方法であること。
- (7) 申請者は、栽培地について、大麻を栽培するための正当な権原を有すること。
- (8) 栽培する大麻の所有権が、申請者以外の者に帰属する恐れが無いこと。
- (9) 栽培地は、大麻栽培者が常に管理でき、何らかの異変が生じたときには大麻栽培者自らが直ちに対応できる場所であること。
- (10) 大麻栽培者以外の者が進入できないよう、栽培地の四方を頑強な柵及び鉄条網で囲うこと。また、栽培地の入り口には頑強な扉を設置し、施錠できるものとする。

(大麻研究者免許申請審査基準)

- 2 大麻研究者にあつては、以下の要件を全て満たしていること。
 - (1) 申請者が、法第5条第2項に定める欠格事項に該当しないこと。
 - (2) 大麻の研究目的に十分な合理性が認められること。ここでいう十分な合理性が認められる場合とは、大麻研究が、国民生活にとって必要不可欠で社会的有用性が認められる場合であり、以下の事項に全て該当する場合をいう。
 - ア 研究目的は、大麻の吸食、鑑賞等、個人の趣味又は趣向によるもので無いこと。
 - イ 研究目的が、薬物鑑定、犯罪捜査、麻薬探知犬の訓練等公共の福祉の増進に貢献するものであり、社会的有用性が認められるものであること。但し、大麻研究のため、大麻の発芽実験等大麻栽培を行う場合は、その研究目的は、薬物鑑定又は犯罪捜査であること。
 - ウ 申請者が、官公庁、公的研究機関、又は公的医療機関において正職員として勤務する者であり、かつ、研究目的が、研究施設の設置者又は管理者の同意の下、業務として行うものであること。
 - (3) 薬物乱用の助長等、保健衛生上の危害が発生する恐れが無いこと。
 - (4) 所有し管理する大麻の廃棄処分の方法が、盗取等される恐れのない方法であること。
 - (5) 大麻及び大麻の種子を保管する設備は、研究施設内に設置された麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年3月17日法律第14号)第34条第2項で規定される麻薬保管庫と同等のものとする。
 - (6) 大麻を栽培する場合には、研究に必要な最小限度の栽培面積及び栽培量であること。
 - (7) 大麻を栽培する場合には、栽培のための施錠できる密室を確保すること。

第3 法第14条但し書きに規定される大麻の持ち出し許可については、大麻を司法警察職員へ任意提出する場合に限り許可するものとする。